

平成13年1月25日

預金保険機構

理事長談話

(東京相和銀行の営業譲渡契約締結について)

東京相和銀行（平成11年6月12日に管理を命ずる処分）の営業譲渡先については、平成12年11月30日のアジア・リカバリ・ファンドとの基本合意解消後、同行の金融整理管財人である鈴木 誠（すずき まこと）弁護士、和食 克雄（わじき かつお）公認会計士、預金保険機構（理事長 松田 昇）の3者において、金融再生法の趣旨に則り、公的負担の最小化、金融安定化等への貢献、選定手続きの公平性・透明性等に配慮し、また、資本調達の確実性にも留意しつつ、その再選定を行ってきたところである。

その結果、本日、同行金融整理管財人は、金融庁の了解を得て、米国に本拠をもつ大手投資ファンドであるローン・スターとの間で、平成13年6月11日付で営業譲渡する旨の営業譲渡契約を締結するに至った。今後、ローン・スターの下に東京相和銀行の受皿会社として設立される新会社が、同行を譲り受けるための銀行免許申請の手続き等を進めることとなる。

当機構としては、今回の再選定において、時間的な制約にも拘わらず真摯に対応して頂いた各候補先の方々に感謝申し上げるとともに、ひきつづき金融整理管財人の立場から、他の金融整理管財人もよく協力して、受皿への営業譲渡が円滑に実施されるよう努めるとともに、資金援助等を行なう立場からも、一連の手続きが着実に進捗するよう万全を期して参りたい。